

みよたんの お持ち帰り割引大作戦！ ～宅配もOK～



新型コロナウイルス感染症拡大防止のための
長野県の緊急事態措置等に伴い、
町内でもテイクアウト等を取り入れる店舗が増えています。
町では、テイクアウト等の普及促進により、このような取り組みを
実施する飲食店の経営を下支えするとともに、感染拡大防止を図るため、
テイクアウト等を行う町内飲食店に、補助金を支給します。
本事業を実施する飲食店には、テイクアウト等の会計時に30%値引きすることを条件とすること
で、集客、消費購買効果を高め、町は、飲食店に値引額相当分の全額を補助します。
テイクアウト等を導入する町内の店舗の情報などを町ホームページ、広報やまゆり、SNSなど各種
媒体を活用して広く住民に周知し、店舗の営業を支援します。

支給する対象者

町内にある店舗においてテイクアウト・デリバリーを行っている飲食店(日本標準産業分類の中分類に記載する飲食店 ※注)で、本事業に登録した飲食店(保健所から必要な営業許可を受けている者に限る。)

(※注)「日本標準産業分類の中分類に記載する飲食店」とは、食堂、レストラン、専門料理店(日本料理店、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、料亭など)、そば・うどん店、すし店、酒場、ピヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、お好み焼き・焼きそば・たこ焼き店などをいい、持ち帰り・配達飲食サービス業(持ち帰り弁当屋、クレープ屋、調理を行う移動販売、宅配ピザ屋、仕出し料理・弁当屋、デリバリー専門店、配食サービスなど)は、含まれません。

今後の流れ

- (1)登録店舗の募集 5月12日から
- (2)受付開始 5月12日から(商工観光係窓口にて随時受付)
- (3)テイクアウト等実施 登録完了から対象(対象期間は、8月31日まで)
※登録が完了した店舗には、必要書類・のぼり旗をお渡しします。
- (4)補助金の申請等 月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに申請(指定様式による)
- (5)補助金の交付 6月中旬から町の支払日に合わせて交付

補助金額

テイクアウト等により提供した商品の通常価格(税別価格)の30%
(会計時に30%を値引きして販売していただき、値引額相当分の全額を補助)

登録店舗はのぼり旗が 目印となります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
長野県における緊急事態措置等に伴い、営業
時間の短縮や外出の自粛により来客者が減
少している飲食店。こんな時だからこそいつ
もの行きつけのお店を応援しませんか！

※緊急事態宣言を受け、お店の営業やテイクアウト
メニューはとても流動的です。ご注文の際は事前に
お店に直接確認を行ってください。

登録店舗一覧・ジャンルなどは、町ホームページ、広
報やまゆり、SNS、折込チラシなど、各種媒体を活用
して広く周知していきます。



<https://miyota.movabletype.io/>

「御代田町TAKEOUT」は御代田町のテイクアウトメニューのあ
るお店を紹介するポータルサイトです。5月20日頃より見ること
ができます。



問い合わせ先 **御代田町役場**
産業経済課商工観光係
TEL:0267-32-3113

